

## 全国ダイバーシティネットワーク組織北海道ブロック会議 要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織北海道ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 ブロック会議は、北海道ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化、情報共有を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学の北海道大学、室蘭工業大学の役員又は管理職相当の者各1名
- (2) 別表に掲げる機関の役員又は管理職相当の者各1名
- (3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

### (議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

### (ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

### (事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学が行う。

### (雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成31年1月25日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和元年9月26日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

国立大学法人	北見工業大学 帯広畜産大学
公立大学	
私立大学	
公的機関	
企業	株式会社アミノアップ 日東电工株式会社

**【参考】**

※第3条第1項第1号及び第2号の「役員又は管理職相当の者」に含むものの例示  
理事、副理事、副学長、学長補佐、副所長、副病院長、副機構長、副社長、会社役員、  
機関の管理職、女性研究者支援を担当する組織の長など